



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔政 令〕

- 金融庁組織令の一部を改正する政令 (一八〇)
- 消費者庁組織令の一部を改正する政令 (一八一)
- 建築士法施行令及び不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一八二)
- 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (一八三)
- 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一八四)
- 独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令 (一八五)
- 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (一八六)

〔条 約〕

- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約 (三)
- 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定 (四)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約 (五)

〔府 令〕

- 金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府四二)
- 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (同四三)

〔規 則〕

- 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則 (国家公安委六)

〔告 示〕

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部を改正する件 (内閣府七八)

- 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条の規定に基づく関係行政機関が所管する法令に基づく手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等の全部を改正する件 (同七九)

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示の一部を改正する件 (内閣府・総務三)

- 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示 (国家公安委三三)

- 関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条の規定に基づく複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等の全部を改正する件 (同三四)

- 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示 (警察庁一)

- 令和二年国勢調査の人口速報集計による令和二年十月一日現在の全国の人口並びに都道府県別及び市区町村別の人口に関する件 (総務二〇七)

- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウルグアイ東方共和国との間の条約の効力発生に関する件 (外務二一七)
- 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の効力発生に関する件 (同二一八)
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の効力発生に関する件 (同二一九)

- 第二十九回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件 (財務一六九)
- 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設に指定する対象大会関係施設周辺地域を指定する件 (文部科学一〇一)

- 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設に指定する対象大会関係施設周辺地域を指定する件 (文部科学一〇一)

以下次のページへ続く  
本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。